

翔工会会則

大分大学工学部同窓会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大分大学工学部同窓会「翔工会」と称する。

(目的)

第2条 本会は母校との連絡を保ち会員相互の親睦をはかると共にすすんで社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会誌・会報の発行
2. 会員名簿の発行
3. 総会・支部大会の開催
4. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

(本部)

第4条 本会は本部を大分大学工学部内に置く。

(支部)

第5条 本会は必要な地区に支部を置く。
支部に関する規定は細則に定める。

(部会)

第6条 本会は本会の目的を推進強化するために部会を置く。部会に関する規定は細則に定める。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員
(イ) 大分大学工学部及び大分大学大学院工学研究科出身者
(ロ) (イ)に掲げる学部・大学院に在籍した者で理事会の承認を得た者
2. 準会員
大分大学工学部及び大分大学大学院工学研究科在学生（正会員を除く）
3. 特別会員
(イ) 大分大学工学部及び大分大学大学院工学研究科の現専任教員
(ロ) (イ)に掲げる学部・大学院の旧専任教員のうち理事会で推薦された者
4. 名誉会員
本会に対して特に功績があった者で理事会で推薦された者

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	1名
理事	若干名（内常任理事3名）
会計	2名
監査	2名
評議員	若干名
顧問	若干名

(役員を選出)

- 第9条 名誉会長は大分大学工学部現職学部長を推す。
(必要に応じて名誉会長を置くことができる)
2. 会長は正会員中から理事の推薦によって定める。
 3. 副会長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 4. 理事は次の1に該当するものとする。
(イ) 各部会の正・副部長（部会数×2名）
(ロ) (イ)に掲げる理事の推薦する正会員及び準会員（10名以内）
常任理事は理事の互選によって定める。（3名）
 5. 会計は理事会が理事の中から選出する。（2名）
 6. 監査は評議員会が理事以外から選出する。（2名）
 7. 評議員は各支部の正・副支部長とする。（支部数×3名）
 8. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。（若干名）

(役員の仕事)

- 第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 3. 常任理事は会長を補佐し会務を処理する。
 4. 理事は理事会を組織し会務を総理する。
 5. 会計は本会の会計事務を執行する。
 6. 監査は会計及び会務を監査する。
 7. 評議員は評議員会を組織し理事会の諮問事項について審議する。
 8. 顧問は会長の要請に応じて理事会及び評議員会に出席して意見を述べると共に相談に応ずる。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。
2. 役員に欠員のできた時は補充するものとする。
 3. 前項の規定により選出された役員任期は前役員任期とする。

第4章 理事会

(目的及び開催)

- 第12条 理事会は本会の最高執行機関であり必要に応じて会長が招集する。
2. 理事の2分の1以上あるいは評議員の3分の1以上の開催要請に対しても会長はこれを招集しなければならない。

(審議及び執行事項)

- 第13条 理事会は次の事項を審議し評議員会の承認を得て執行する。
1. 事業計画及び収支予算に関する事。
 2. 事業報告及び収支決算に関する事。
 3. 基本金の管理及び運用に関する事。
 4. 役員選任に関する事。
 5. 本会会則の改廃に関する事。
 6. その他会長の附議した事項。

(定数及び議決)

- 第14条 理事会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 但し委任状を提出した者は出席とみなす。
2. 理事会の議決は多数決による。賛否同数の場合は議長の決するところに従う。
なお理事会の議長は会長とし、会長に事故ある時は副会長が代行する。
 3. 会長は簡易な事項または急を要する事項については書面を以て理事の賛否を求め理事会の議決に代えることができる。
但しこの場合は次の会議で報告するものとする。

第5章 評議員会

(目的及び開催)

- 第15条 評議員会は本会の最高議決機関であり必要に応じて会長がこれを招集する。
2. 評議員の3分の1以上の開催要請に対しても会長はこれを招集しなければならない。

(審議事項)

- 第16条 評議員会は理事会の諮問事項について審議する。
- なお諮問は会長・副会長・常任理事が出席しこれにあたるものとする。

(定数及び議決)

- 第17条 評議員会はその構成支部の3分の2、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 但し委任状を提出した者は出席とみなす。
2. 評議員会の議決は多数決による。賛否同数の場合は議長の決するところに従う。
なお議長は出席議員の互選によって定める。
 3. 会長は簡易な事項または急を要する事項については書面を以て評議員の賛否を求め評議員会の議決に代えることができる。
但しこの場合は次の会議で報告するものとする。

第6章 支部大会及び総会

(目的及び開催)

- 第18条 支部大会及び総会は会員相互の親睦をはかることを目的とする。
2. 支部大会は支部毎に必要なに応じて開催する。
 3. 総会は理事会あるいは評議員会が必要と認めたる場合に開催する。

(通知)

- 第19条 支部大会及び総会の審議内容及び開催期日、場所等は開催2週間前にこれを全員に通知しなければならない。

第7章 会計

(会計)

- 第20条 本会の会計は通常会計及び特別会計の2種とする。

(通常会計)

- 第21条 本会の通常会計は入会金の4分の3及び会費をもってあて、本会運営に必要な経常的支出とする。入会金及び会費に関する規定は細則に定める。

(特別会計)

- 第22条 本会の特別会計は入会金の4分の1及び事業収入・寄附金をもってこれにあて特定事業の支出とする。
- なお決算において剰余金のある時はこれを基本金にあてる。

(基本金)

- 第23条 本会の基本金は設立の際の入会金及び特別会計の剰余金をもってあてる。
2. 基本金の管理、運用については理事及び評議員の各3分の2以上の同意を必要とする。

(会計年度)

- 第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第25条 本会の本部に事務局を置く。
事務局は本会の事務を処理する。

(事務局の構成)

第26条 本会の事務を処理するため、必要に応じて職員を置くことができる。
職員は会長が委嘱する。

附 則

本会則は昭和56年4月1日より施行する。

昭和56年11月7日改正

昭和57年4月24日改正

昭和61年2月8日改正

昭和63年(月日は不明)改正

平成元年(月日は不明)改正

平成2年5月5日改正

平成7年8月26日改正

平成19年1月27日改正

平成19年12月15日改正

細 則

第1章 支部

(会 員)

第1条 支部は区割地域毎の正会員をもって組織する。
支部の成立は理事会の承認を必要とする。

(役 員)

第2条 各支部には支部長1名、副支部長2名を会員の互選により置く。
なお各正・副支部長は本会の評議員を兼任する。

(事 業)

第3条 支部は独立して諸事業を行うことができる。
但し本会で決議された共通事項については一体となって実施する。
なお事業内容については評議員会で報告するものとする。

(会 計)

第4条 支部の経費は各支部負担とし必要に応じては本部より補助することがある。

(会 則)

第5条 支部の会則作成にあたっては本会の会則に準じて定め理事会に報告するものとする。

第2章 部 会

(会 員)

第6条 部会は学科またはコース毎の正会員・準会員及び特別会員をもって組織する。

(役 員)

第7条 各部会には正・副部会長各1名を会員の互選により置く。
なお各正・副部会長は本会の理事を兼任する。

(事 業)

第8条 部会は独立して諸事業を行うことができる。
但し本会で決議された共通事項については一体となって実施する。
なお事業内容については理事会で報告するものとする。

(会 計)

第9条 部会の経費は本会からの部会運営資金及び各部会独自の事業収入・寄附金をもってあてる。

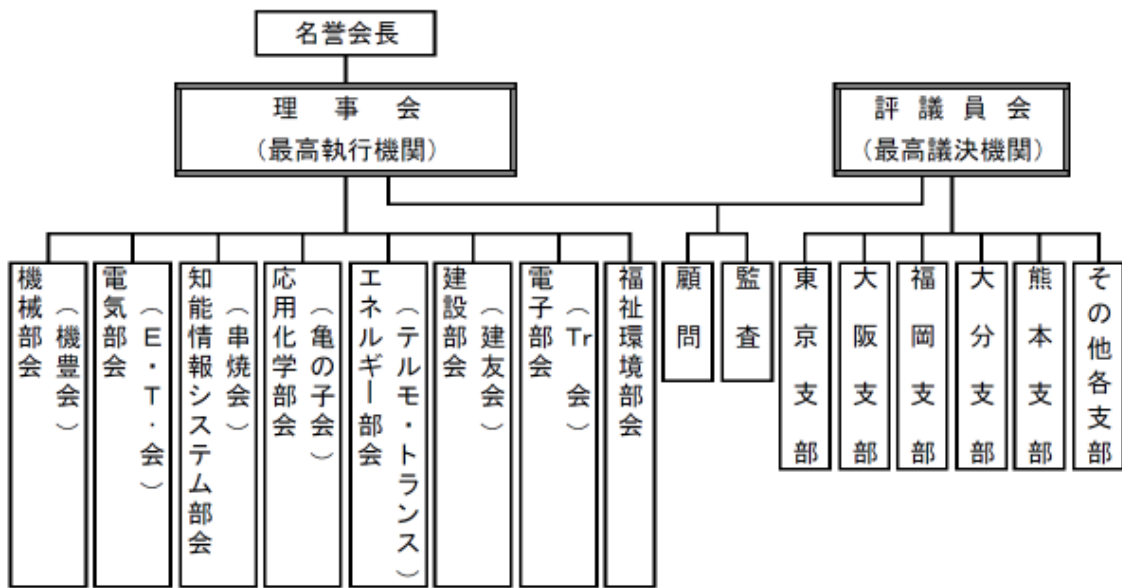
(会 則)

第10条 部会の会則は本会の会則に準じて定め理事会の承認を必要とする。

第3章 会 計

(会費及び入会金)

第11条 準会員は入会時に入会金として10,000円、会費として10,000円を納めるものとする。
2. 会費及び入会金の変更についてはその後の新会員及び会費未納者に適用する。
3. 準会員は退学若しくは、その他やむを得ない事情で、本大学を去る場合には、本人の申請により会費を返還する。



大分大学工学部同窓会(翔工会)組織



支部区分

大分大学工学部同窓会「翔工会」会則

平成 20 年 1 月 15 日

発行 大分大学工学部同窓会「翔工会」
〒870-1192
大分市旦野原 700 番地
大分大学工学部内